

京都市上下水道局告示第69号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成27年2月27日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

京都市山科区大塚南溝町20番地24

株式会社 高橋住建

代表取締役 高橋広行

2 変更事項

(営業所所在地の変更)

京都市北区紫竹下高才町15番地2から京都市山科区大塚南溝町20番地24に変更

(上下水道局下水道部管理課)